

山梨県公報

第二千四百七十七号

平成二十七年

一月十九日

月 曜 日

目次

- 山梨県県税条例に基づく地方バス路線の指定……………一五
- 道路の供用開始……………一六
- 公安委員会……………一六
- 信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………一六

告示

山梨県告示第六号

山梨県県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)第百十五条の二第三項の規定により、地域住民の生活上必要であるとして知事が指定する地方バス路線を次のとおり指定し、平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで適用する。

平成二十七年一月十九日

山梨県知事 横内 正 明

運行系統名	起点	主な経由地	終点
一 甲府駅～野牛島～御勅使	甲府駅	野牛島	御勅使
二 伊勢町～中央病院～竜王駅	伊勢町	中央病院	竜王駅
三 敷島団地～伊勢町～小瀬スポーツ公園	敷島団地	伊勢町	小瀬スポーツ公園
四 敷島団地～昭和バイパス～山梨医大病院	敷島団地	昭和バイパス	山梨大学医学部附属病院
五 敷島(営)～グリーンライン～	敷島営業所	グリーンライ	昇仙峡滝上

昇仙峡滝上	六 敷島(営)～竜王駅～昇仙峡口	敷島営業所	竜王駅	昇仙峡口
七 敷島(営)～御所循環～敷島(営)	敷島営業所	御所循環	敷島営業所	
八 敷島(営)～駿台今井キャンパス	敷島営業所		駿台今井キャンパス	
九 敷島(営)～山梨英和大学～石和温泉駅	敷島営業所	山梨英和大学	石和温泉駅	
十 敷島(営)～後屋～山梨医大病院	敷島営業所	後屋	山梨大学医学部附属病院	
十一 敷島(営)～中央病院～旭入口	敷島営業所	中央病院	旭入口	
十二 甲府駅～十五所～鰍沢(営)	甲府駅	十五所	鰍沢営業所	
十三 小笠原下仲町～西野～中央病院	小笠原下仲町	西野	中央病院	
十四 小笠原車庫～十五所～甲府駅	小笠原車庫	十五所	甲府駅	
十五 甲府駅～十五所～南アルプス市甲西支所	甲府駅	十五所	南アルプス市甲西支所	
十六 葑崎～増富温泉郷	葑崎営業所		増富温泉郷	
十七 葑崎駅～敷島～甲府駅	葑崎駅	敷島	甲府駅	
十八 葑崎駅～大草～甲府駅	葑崎駅	大草	甲府駅	
十九 内野線	富士山駅	お宮橋	内野	

二十 平野線	富士山駅	膳棚 ツク	平野
二十一 平野線	富士山駅	内野 旭日丘	平野
二十二 西湖民宿線	富士山駅	西湖	西湖民宿
二十三 大石線	富士山駅	河口局前	芦川農産物直 売所
二十四 河口湖線	河口湖駅	旭日丘	御殿場駅

山梨県告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十七年二月九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月十九日

山梨県知事 横内 正明

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	四一三号	南都留郡道志村字長又二二四九 八番一地从先から 南都留郡道志村字長又二二四九 八番二地先まで	一二四・〇	平成二十七年 一月十九日

公安委員会

山梨県公安委員会告示第五号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安

委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成二十七年一月十九日

山梨県公安委員会

委員長 小野 堅太郎

別表第一中

二五〇 中巨摩郡敷島町島上条二、六一 四番地の五先（町道開発二号线）	志麻の里前	平九・八・二八 告示 第四二号
--	-------	-----------------------

二五〇 甲斐市境二、二六二番地先（市 道同士の交差地点）	志麻の里前	平成二十七年一月一九日 告示第五号
------------------------------------	-------	----------------------

一八 富士吉田市緑ヶ丘二丁目八番二 号先（市道新町通り線）	下吉田第二小 学校前	平四・八・六 告示第三二号
-------------------------------------	---------------	------------------

一八 削除		平成二十七年一月一九日 告示第五号
----------	--	----------------------

に改める。
別表第二中

一七 東山梨郡春日居町大字鎮目字日影二、〇 三番地先（国道一 四〇号西関東連絡道 路）	大蔵経寺 山トンネ ル春日居 町側入口	山梨県 土木部 日下部 平成一六年三月二五日 告示第二〇号
---	------------------------------	---

一七 東山梨郡春日居町大	大蔵経寺	山梨県 日下部 平成一六年三月二五日
-----------------	------	--------------------------

二四	北都留郡小菅村字小永田一、四七〇番地	松姫トンネル小菅	山梨県 県土整	上野原	平成二十七年一月一九日 告示第五号
二三	北都留郡小菅村字小永田一、四七〇番地先(国道一三九号)	小永田トンネル小菅村側抗口	山梨県 県土整備部	上野原	平成二十七年一月一九日 告示第五号
二二	大月市七保町瀬戸字小金沢土室三、〇六四番地二三先(国道一三九号)	松姫トンネル上り線非常駐車帯	山梨県 県土整備部	大月	平成二十七年一月一九日 告示第五号
二〇	大月市七保町瀬戸字小金沢土室三、〇六四番地二三先(国道一三九号)	松姫トンネル大月市側抗口	山梨県 県土整備部	大月	平成二十七年一月一九日 告示第五号
一九	山梨市南五一八番地先(国道一四〇号)	万力八幡トンネル八幡側抗口	山梨県 県土整備部	日下部	平成二十七年一月一九日 告示第五号
一八	山梨市万力三、〇一九番地二先(国道一四〇号)	万力八幡トンネル万力側抗口	山梨県 県土整備部	日下部	平成二十七年一月一九日 告示第五号
	字鎮目字日影二、〇三番地先(国道一四〇号)西関東連絡道路)	山トンネル春日居町側入口	土木部		告示第二〇号

七二四	市道	甲府市西高橋町四六七番地一先(県営玉諸左岸排水機場東側三差路交差点)から甲府市西高橋町三三〇番地先(市道同士の十字路交差点)までの間(三三〇メートル)	車両	七時から八時三〇分までの間	南甲府	平成二五年一〇月二四日 告示第一二二号
二五	先(国道一三九号)	北都留郡小菅村字小永田一、四七〇番地先(国道一三九号)	村側抗口	山梨県 県土整備部	上野原	平成二十七年一月一九日 告示第五号
二六	先(国道一三九号)	北都留郡小菅村字小永田一、四七〇番地先(国道一三九号)	線非常駐車帯	山梨県 県土整備部	上野原	平成二十七年一月一九日 告示第五号

に改める。
別表第三中

七二五	市道	甲斐市下今井三、六 七二番地一先（国道 二〇号と市道との十 字路交差点）から甲 斐市下今井七三二番 地先（市道同士の丁 字路交差点）までの 間（一八〇メートル）	大型自 動車、 大型特 殊自動 車、特 定中型 自動車	終日	葦崎	平成二七年一月二 九日 告示第五号
-----	----	---	---	----	----	-------------------------

に改める。
別表第四中

二〇	市道 紅梅北 通り線	甲府市丸の内一丁目一 三番四号先（斉藤商店 南東角交差点）から甲 府市丸の内一丁目八番 一号先（県民会館前交 差点）まで （二四〇メートル）	車両 （軽車 を除く）	車両進行 東から西 へ 終日	甲府	平一・三・ 二五 告示 第一六号
----	------------------	--	-------------------	-------------------------	----	---------------------------

二〇	市道紅 梅北通 り線	甲府市丸の内一丁目一 三番四号先（桜通り北 交差点北側丁字路交差 点）から甲府市丸の内 一丁目八番一号先（県 民会館前交差点）まで （二四〇メートル）	車両（ 自転車 を除く）	車両進行 東から西 へ終日	甲府	平成二七年一 月一九日 告示第五号
----	------------------	---	--------------------	---------------------	----	-------------------------

三五九	村道	南都留郡鳴沢村八、五 三一番地の四五先 天神山入口交差点北側 の導流島、西側から北	車両	車両進行 西から東 へ 終日	富士 吉田	平五・一二・ 二七 告示 第六〇号
-----	----	--	----	-------------------------	----------	----------------------------

三五九	削除	端まで （二〇メートル）				富士 吉田 平成二七年一 月一九日 告示第五号
-----	----	-----------------	--	--	--	-------------------------------------

五九二	市道	甲州市塩山下粟生野一 、五五二番地先（下粟 生野交差点）から甲州 市塩山下粟生野一、五 四九番地先（市道同土 の丁字路交差点）まで （五五メートル）	車両（ 軽車両 を除く）	車両進行 南から北 へ終日	日下	平成二五年一 月一四日 告示第一三〇 号
-----	----	--	--------------------	---------------------	----	-------------------------------

五九二	市道	甲州市塩山下粟生野一 、五五二番地先（下粟 生野交差点）から甲州 市塩山下粟生野一、五 四九番地先（市道同土 の丁字路交差点）まで （五五メートル）	車両（ 軽車両 を除く）	車両進行 南から北 へ終日	日下	平成二五年一 月一四日 告示第一三〇 号
五九三	国道一 四〇号 （西関 東連絡 道路万 力ラン プ上り 線オン	山梨市万力七四八番地 先（西関東連絡道路万 力ランプ上り線オンラ ンプ入口）から山梨市 万力七三九番地先（西 関東連絡道路万力ラン プ上り線オンランプ出 口）まで（八五メート	車両	車両進行 西から東 へ終日	日下	平成二七年一 月一九日 告示第五号

五九七	国道一 （西関 東連絡 道路八 幡南ラ ンブ下 り線オ フラン プ）	南都留郡富士河口湖町	車両	車両進行	富士	平成二十七年一
五九六	国道一 四〇号 （西関 東連絡 道路八 幡南ラ ンブ下 り線オ フラン プ）	山梨市北二、二二三番地二先（西関東連絡道路八幡南ランプ下り線オンランプ入口）から山梨市南三〇五番地先（西関東連絡道路八幡南ランプ下り線オンランプ出口）まで（一一〇メートル）	車両	車両進行 東から西 へ終日	日下部	平成二十七年一 月一九日 告示第五号
五九五	国道一 四〇号 （西関 東連絡 道路八 幡南ラ ンブ上 り線オ フラン プ）	山梨市南三八〇番地先（西関東連絡道路八幡南ランプ上り線オフラ北二、二二九番地二先（西関東連絡道路八幡南ランプ上り線オフラランプ出口）まで（九五メートル）	車両	車両進行 西から東 へ終日	日下部	平成二十七年一 月一九日 告示第五号
五九四	国道一 四〇号 （西関 東連絡 道路万 力ラン プ下り 線オフ ランプ ）	山梨市万力七三五番地三先（西関東連絡道路万力ランプ下り線オフラランプ入口）から山梨市万力七四九番地先（西関東連絡道路万力ランプ下り線オフラランプ出口）まで（九〇メートル）	車両	車両進行 東から西 へ終日	日下部	平成二十七年一 月一九日 告示第五号

五五二	国道一 四〇号 （西関 東連絡 道路万 力ラン オンラ ンブ出 口）	山梨市万力七三九番地先（西関東連絡道路万力ランプ上り線オンランプ出口）	東進する車両	終日	日下部	平成二十七年一 月一九日 告示第五号					
五五一	市道橋 東線	甲府市北口三丁目一番一、二号先（市道同士の丁字路交差点）	北進する車両 （軽車両を除く。）	土曜、日曜、休日を除く七時から九時まで	甲府	平成二十七年一 月一九日 告示第五号					
五五〇	市道	甲府市上石田一丁目八番八号先（国道五二号と市道との三差路交差点）	南進する車両	終日	甲府	平成二六年三月 二四日 告示第二八号					
五五〇	市道	甲府市上石田一丁目八番八号先（国道五二号と市道との三差路交差点）	南進する車両	終日	甲府	平成二六年三月 二四日 告示第二八号					
を											
に改める。 別表第六中											
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>三七号 （新倉 トンネ ル西交 差点左 折導流 部）</td> <td>河口五二五番地先（新倉トンネル西交差点左折導流部）（三五メートル）</td> <td>北から東へ終日</td> <td>吉田</td> <td>月一九日 告示第五号</td> </tr> </table>							三七号 （新倉 トンネ ル西交 差点左 折導流 部）	河口五二五番地先（新倉トンネル西交差点左折導流部）（三五メートル）	北から東へ終日	吉田	月一九日 告示第五号
三七号 （新倉 トンネ ル西交 差点左 折導流 部）	河口五二五番地先（新倉トンネル西交差点左折導流部）（三五メートル）	北から東へ終日	吉田	月一九日 告示第五号							

五五七	五五六	五五五	五五四	五五三	
町道	町道	町道	町道	国道一四〇号(西関東連絡道路八幡南ランプ下り線オンランプ)	プ上り線オンランプ)
南都留郡富士河口湖町河口五六六番地先	南都留郡富士河口湖町河口五五一番地先(国道一三七号河口二期バイパスと町道との十字路交差点)	南都留郡富士河口湖町河口五七七番地一先(国道一三七号河口二期バイパスと町道との十字路交差点)	南都留郡富士河口湖町河口五二五番地先(国道一三七号河口二期バイパスと町道との十字路交差点)	山梨市南三〇五番地先(西関東連絡道路八幡南ランプ下り線オンランプ出口)	
東進する車両	西進する車両	東進する車両	西進する車両	西進する車両	
終日	終日	終日	終日	終日	
富士吉田	富士吉田	富士吉田	富士吉田	日下部	
平成二十七年一月一九日	平成二十七年一月一九日 告示第五号	平成二十七年一月一九日 告示第五号	平成二十七年一月一九日 告示第五号	平成二十七年一月一九日 告示第五号	

を	に、	を	を	を	に改める。 別表第九中
一、八八六 市川大門 線	一、二九九 削除	一、二九九 市道 富士吉田市緑ヶ丘二丁目八番一 号先(第二小学校前)	六四 削除	六四 町道 今川路 切	(国道一三七号河口二期バイパスと町道との十字路交差点)
南巨摩郡鰍沢町駅前一丁目五六八番地の一先(新川橋東詰)		一 富士吉田 三三二号		中巨摩郡田富町三・〇六・〇 大田和地内笛吹川右岸堤防	
一 市川 三三二号	富士吉田 平成二十七年一月一九日 告示第五号	一 富士吉田 三三二号		大型、大特自 動車	
			南甲府 平成二十七年一月一九日 告示第五号	南甲府 五七・三・八一四号	告示第五号

一、八八六	削除		鯨沢	平成二十七年一月 一九日 告示第五号
-------	----	--	----	--------------------------

一、九四三	県道 横手日 野春線	北巨摩郡武川村牧の原一、三二 二番地の三先	一 長坂	五・一・一・一 〇 三八号
-------	------------------	--------------------------	---------	---------------------

一、九四三	県道横 手日野 春停車 場線	北杜市武川町牧原一、二七三番 地先（県道横手日野春停車場 と市道との丁字路交差点）	一 北杜	平成二十七年一月 一九日 告示第五号
-------	-------------------------	---	---------	--------------------------

二、〇〇一	町道 開発二 号線	中巨摩郡敷島町島上条二、六一 四番地の五先（志麻の里前）	一 甲府	平九・八・二八 告示第四二号
-------	-----------------	---------------------------------	---------	-------------------

二、〇〇一	市道	甲斐市境一、二六二番地先（市 道同士の交差交差点）	一 韮崎	平成二十七年一月 一九日 告示第五号
-------	----	------------------------------	---------	--------------------------

二、一八六	県道 甲府敷 島葦崎 線	中巨摩郡敷島町中下条一四番地 滝坂下バス停	一 甲府	五三・一〇・九 三八号
-------	-----------------------	--------------------------	---------	----------------

二、一八六	削除		韮崎	平成二十七年一月 一九日 告示第五号
-------	----	--	----	--------------------------

二、三七三	市道	甲府市上町九三五番地先（環境 センター西交差点）	三 南甲 府	平成二十二年一 月十五日 告示第一一六号
-------	----	-----------------------------	--------------	----------------------------

二、三七三	市道	甲府市上町九三五番地先（環境 センター西交差点）	四 南甲 府	平成二十七年一月 一九日 告示第五号
-------	----	-----------------------------	--------------	--------------------------

二、四五二	市道 西丸尾 一号線	富士吉田市緑ヶ丘二丁目八番一 号先（下吉田第二小学校北西側 ）	一 富士 吉田	平四・八・六 三二号
-------	------------------	---------------------------------------	---------------	---------------

二、四五二	市道新 倉南線 市道お ひめ坂 通り	富士吉田市緑ヶ丘二丁目八番一 号先（下吉田第二小学校西交差 点）	四 富士 吉田	平成二十七年一月 一九日 告示第五号
-------	--------------------------------	--	---------------	--------------------------

二、七四四	県道 甲府敷 島葦崎 線	中巨摩郡敷島町中下条一三番地 先（松島団地入口交差点）	二 甲府	平五・一二・二 七 告示第六〇号
-------	-----------------------	--------------------------------	---------	------------------------

<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>線</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						線																														<table border="1"> <tr> <td>四、〇九三</td> <td>町道 開発二</td> <td>中巨摩郡敷島町境三七七番地の一先（丁字路交差点）</td> <td>三</td> <td>甲府</td> <td>平八・二・一九 告示第八号</td> </tr> <tr> <td>四、〇九四</td> <td>町道 開発二</td> <td>中巨摩郡敷島町境二、五五六番地の一先（丁字路交差点）</td> <td>三</td> <td>甲府</td> <td>平八・二・一九 告示第八号</td> </tr> </table>	四、〇九三	町道 開発二	中巨摩郡敷島町境三七七番地の一先（丁字路交差点）	三	甲府	平八・二・一九 告示第八号	四、〇九四	町道 開発二	中巨摩郡敷島町境二、五五六番地の一先（丁字路交差点）	三	甲府	平八・二・一九 告示第八号	<table border="1"> <tr> <td>二、八一九</td> <td>県道 甲府市 川大門線（昭和バイパス）</td> <td>中巨摩郡昭和町押越一、〇七一番地先（山田基宣方前）</td> <td>一</td> <td>南甲府</td> <td>五七・一〇・八 四二号</td> </tr> </table>	二、八一九	県道 甲府市 川大門線（昭和バイパス）	中巨摩郡昭和町押越一、〇七一番地先（山田基宣方前）	一	南甲府	五七・一〇・八 四二号	<table border="1"> <tr> <td>四、〇九三</td> <td>市道</td> <td>甲斐市境二、〇〇一番地先（市道同士の丁字路交差点）</td> <td>三</td> <td>斐崎</td> <td>平八・二・一九 告示第五号</td> </tr> <tr> <td>四、〇九四</td> <td>市道</td> <td>甲斐市島上条三、一〇三番地二先（市道同士の丁字路交差点）</td> <td>三</td> <td>斐崎</td> <td>平八・二・一九 告示第五号</td> </tr> </table>	四、〇九三	市道	甲斐市境二、〇〇一番地先（市道同士の丁字路交差点）	三	斐崎	平八・二・一九 告示第五号	四、〇九四	市道	甲斐市島上条三、一〇三番地二先（市道同士の丁字路交差点）	三	斐崎	平八・二・一九 告示第五号	<table border="1"> <tr> <td>二、八一九</td> <td>削除</td> <td></td> <td></td> <td>南甲府</td> <td>平八・二・一九 告示第五号</td> </tr> </table>	二、八一九	削除			南甲府	平八・二・一九 告示第五号	<table border="1"> <tr> <td>四、六三二</td> <td>町道（区画道路一号线）</td> <td>中巨摩郡昭和町西条四、〇七八番地の一先（ラーメン花車東側交差点）</td> <td>一</td> <td>南甲府</td> <td>平八・二・四・六 告示第一七号</td> </tr> </table>	四、六三二	町道（区画道路一号线）	中巨摩郡昭和町西条四、〇七八番地の一先（ラーメン花車東側交差点）	一	南甲府	平八・二・四・六 告示第一七号	<table border="1"> <tr> <td>三、八九五</td> <td>国道一三九号</td> <td>南都留郡鳴沢村八、五三一番地の四五先（天神山入口交差点）</td> <td>二</td> <td>富士吉田</td> <td>平五・一二・二 告示第六〇号</td> </tr> </table>	三、八九五	国道一三九号	南都留郡鳴沢村八、五三一番地の四五先（天神山入口交差点）	二	富士吉田	平五・一二・二 告示第六〇号	<table border="1"> <tr> <td>四、六三一</td> <td>町道</td> <td>中巨摩郡昭和町西条五、〇四四番地先（若宮八幡神社東側十字路交差点）</td> <td>一</td> <td>南甲府</td> <td>平八・二・一九 告示第五号</td> </tr> </table>	四、六三一	町道	中巨摩郡昭和町西条五、〇四四番地先（若宮八幡神社東側十字路交差点）	一	南甲府	平八・二・一九 告示第五号	<table border="1"> <tr> <td>三、八九五</td> <td>国道一三九号</td> <td>南都留郡鳴沢村八、五三一番地の四五先（天神山入口交差点）</td> <td>三</td> <td>富士吉田</td> <td>平八・二・一九 告示第五号</td> </tr> </table>	三、八九五	国道一三九号	南都留郡鳴沢村八、五三一番地の四五先（天神山入口交差点）	三	富士吉田	平八・二・一九 告示第五号	<table border="1"> <tr> <td>五、四二七</td> <td>国道一四〇号 主要地方道甲</td> <td>山梨市北三六番地一先（国道一四〇号と主要地方道甲府山梨線との丁字路交差点）</td> <td>二</td> <td>日下部</td> <td>平八・二・一九 告示第一二五号</td> </tr> </table>	五、四二七	国道一四〇号 主要地方道甲	山梨市北三六番地一先（国道一四〇号と主要地方道甲府山梨線との丁字路交差点）	二	日下部	平八・二・一九 告示第一二五号
線																																																																																																														
四、〇九三	町道 開発二	中巨摩郡敷島町境三七七番地の一先（丁字路交差点）	三	甲府	平八・二・一九 告示第八号																																																																																																									
四、〇九四	町道 開発二	中巨摩郡敷島町境二、五五六番地の一先（丁字路交差点）	三	甲府	平八・二・一九 告示第八号																																																																																																									
二、八一九	県道 甲府市 川大門線（昭和バイパス）	中巨摩郡昭和町押越一、〇七一番地先（山田基宣方前）	一	南甲府	五七・一〇・八 四二号																																																																																																									
四、〇九三	市道	甲斐市境二、〇〇一番地先（市道同士の丁字路交差点）	三	斐崎	平八・二・一九 告示第五号																																																																																																									
四、〇九四	市道	甲斐市島上条三、一〇三番地二先（市道同士の丁字路交差点）	三	斐崎	平八・二・一九 告示第五号																																																																																																									
二、八一九	削除			南甲府	平八・二・一九 告示第五号																																																																																																									
四、六三二	町道（区画道路一号线）	中巨摩郡昭和町西条四、〇七八番地の一先（ラーメン花車東側交差点）	一	南甲府	平八・二・四・六 告示第一七号																																																																																																									
三、八九五	国道一三九号	南都留郡鳴沢村八、五三一番地の四五先（天神山入口交差点）	二	富士吉田	平五・一二・二 告示第六〇号																																																																																																									
四、六三一	町道	中巨摩郡昭和町西条五、〇四四番地先（若宮八幡神社東側十字路交差点）	一	南甲府	平八・二・一九 告示第五号																																																																																																									
三、八九五	国道一三九号	南都留郡鳴沢村八、五三一番地の四五先（天神山入口交差点）	三	富士吉田	平八・二・一九 告示第五号																																																																																																									
五、四二七	国道一四〇号 主要地方道甲	山梨市北三六番地一先（国道一四〇号と主要地方道甲府山梨線との丁字路交差点）	二	日下部	平八・二・一九 告示第一二五号																																																																																																									

	府山梨線(八幡バイパス)				
--	--------------	--	--	--	--

を

五、四一七	国道一四〇号 主要地 方道甲 府山梨 線(八幡バイパス)	山梨市北三六番地一先(八幡南ランプ東交差点)	三	日下部	平成二十七年一月一九日 告示第五号
-------	--	------------------------	---	-----	----------------------

に

五、四五九	市道	山梨市三ヶ所七九五番地一先(市道同士の丁字路交差点)	一	日下部	平成二十六年一月三〇日 告示第一二〇号
-------	----	----------------------------	---	-----	------------------------

を

五、四五九	市道	山梨市三ヶ所七九五番地一先(市道同士の丁字路交差点)	一	日下部	平成二十六年一月三〇日 告示第一二〇号
五、四六〇	市道	甲府市宮原町一、〇一二番地先(宮原交差点)	三	南甲府	平成二十七年一月一九日 告示第五号
五、四六一	市道	甲府市宮原町一、一三一番地先(宮原交差点東側丁字路交差点)	一	南甲府	平成二十七年一月一九日 告示第五号
五、四六二	市道	甲府市上町三三二番地二先(環)	一	南甲府	平成二十七年一月

五、四六三	市道	境センター西交差点南東側左折導流部)	一	府	平成二十七年一月一九日 告示第五号
-------	----	--------------------	---	---	----------------------

五、四六四	国道五二号	南巨摩郡富士川町青柳町八六五番地一先(国道五二号と町道青柳一一号線との十字路交差点)	四	南甲府	平成二十七年一月一九日 告示第五号
-------	-------	--	---	-----	----------------------

五、四六五	町道青柳長澤線 町道青柳一一号線	南巨摩郡富士川町青柳町一、七五五番地一先(町道青柳長澤線と町道青柳一一号線との十字路交差点)	三	鰍沢	平成二十七年一月一九日 告示第五号
-------	---------------------	--	---	----	----------------------

五、四六六	主要地方道市川三郷富士川線 主要地方道市川三郷身延線	南巨摩郡富士川町駅前通二丁目三、七三六番地四先(主要地方道市川三郷富士川線と主要地方道市川三郷身延線との丁字路交差点)	三	鰍沢	平成二十七年一月一九日 告示第五号
-------	-------------------------------	---	---	----	----------------------

五、四六七	主要地方道甲府山梨線 国道一四〇号(西関東連絡道路八)	山梨市北二、二二九番地二先(主要地方道甲府山梨線、西関東連絡道路八幡南ランプ、八幡ランプ連絡路との交差点)	四	日下部	平成二十七年一月一九日 告示第五号
-------	--------------------------------	---	---	-----	----------------------

五、四六八	国道二〇号	甲州市大和町初鹿野一、七一四番地一八先(大和ふるさと会館北側丁字路交差点)	一	日下部	平成二十七年一月十九日 告示第五号
五、四六九	国道一三七号	南都留郡富士河口湖町河口五六六番地先(新倉トンネル西交差点)	三	富士吉田	平成二十七年一月十九日 告示第五号
五、四七〇	国道一三七号(新倉トンネル西交差点左折導流部)	南都留郡富士河口湖町河口五二五番地先(新倉トンネル西交差点左折導流部)	一	富士吉田	平成二十七年一月十九日 告示第五号
五、四七一	市道新倉南線	富士吉田市旭三丁目四番七号先(市道新倉南線と市道新倉通り線との十字路交差点)	一	富士吉田	平成二十七年一月十九日 告示第五号
五、四七二	市道	富士吉田市緑ヶ丘二丁目二番八号先(月江寺駅南東側丁字路交差点)	一	富士吉田	平成二十七年一月十九日 告示第五号
五、四七三	国道一三九号(天神山入口交差点南東角)	南都留郡鳴沢村八、五三一番地二先(天神山入口交差点南東角左折導流部)	一	富士吉田	平成二十七年一月十九日 告示第五号

五、四七四	町道	南都留郡西桂町小沼二、三八九番地先(県道富士吉田西桂線と町道との丁字路交差点)	一	左折導流部)	平成二十七年一月十九日 告示第五号
六五	削除	六五 県道南巨摩郡鵜沢町一、五〇市川大門鵜沢(荻沢弘方)から南巨摩郡鵜沢町地内富士橋西詰まで	一五〇	高速車 中速車	四十 鵜沢 四九・四一 一六号
六五	削除	六五 塩山市上於曾一、〇八一番地先(広瀬方)から塩山市上於曾一、七九一番地先(齊藤方)まで	一二〇	車両	三十 塩山 四九・四一 一六号
一二二	市道	塩山市上於曾一、〇四五番地先(池田明雄方)から塩山市上於曾九三四	四九〇	車両	三十 塩山 四九・四一 一六号

に改める。
別表第十四中

番地（三森輝雄方）を経て塩山市上於曾五七一番地先（長寿し）まで

一一一	削除		日下部	平成二七年一月一日 告示第五号
一二二	削除		日下部	平成二七年一月一日 告示第五号

一一四	県道高畑谷村停車場線	都留市中央一丁目六番一五号先（大月信用谷村支店）から都留市上谷四丁目八番七号先（国道一三九号線との交差点）まで	一、三〇〇	車両（けん引③を除く。）	三〇	都留	五四・三一〇一九号
-----	------------	---	-------	--------------	----	----	-----------

一一四	県道高畑谷村停車場線	都留市中央一丁目六番一五号先（国道一三九号と県道高畑谷村停車場線との丁字路交差点）から都留市中央	四六五	けん引③を除く。）	三〇	大月	平成二七年一月一日 告示第五号
-----	------------	--	-----	-----------	----	----	-----------------

一丁目一番一先（谷村第一小学校東側丁字路交差点）までの両側

一一一	県道市川大門鰍沢線	南巨摩郡鰍沢町一、五一六番地先（小山久代方）から西八代郡市川大門町黒沢八八〇番地先（大木建方）まで	一、六〇〇	高速車 中速車	四十	鰍沢市川	四九・一四八号
-----	-----------	---	-------	------------	----	------	---------

一一一	主要地方道市川三郷富士川線	南巨摩郡富士川町鰍沢一、五一五番地先（富士橋西交差点）から南巨摩郡富士川町駅前通二丁目三、七三六番地四先（主要地方道市川三郷富士川線と主要地方道市川三郷身延線（黒沢バイパス）との丁字路交差点）までの両側	九六〇	車両（けん引②③を除く。）	四〇	鰍沢	平成二七年一月一日 告示第五号
-----	---------------	---	-----	---------------	----	----	-----------------

六七八	市道	都留市上谷二丁目二番一〇号先（都留消防署）から都留市上谷二丁目二	一〇〇	車両	三十	都留	五五・八一三五号
-----	----	----------------------------------	-----	----	----	----	----------

八七七	町道	中巨摩郡昭和町西条新田六六一番地先(東洋建材東側下り線側道)から中巨摩郡昭和町西条一、一四四番地の先(昭和バイパスとの交差点)までの両側	一、五〇〇	車両(けん引③を除く。)	三〇	南甲府	平一〇・一二・一七 告示第六〇号
八七六	町道	中巨摩郡昭和町大字西条新田字北河原三、七六〇番地の先(甲府昭和インター東信号交差点、上り線側道)から中巨摩郡昭和町西条一、七一四番地先(五味齒科南側、県道甲府市川大門線昭和バイパス交差点)まで	一、九〇〇	車両	三〇	南甲府	五七・一六二・一六五四号
六七八	削除					大月	平成二七年一月一日 告示第五九日 告示第五号

一、三〇一	削除					日下部	平成二七年一月一日
一、三〇一	市道	塩山市上於曾一、七四一番地の先(塩山郵便局)から塩山市上於曾五四二番地先(矢崎住宅設備)まで	一八〇	車両	二〇	塩山	平二・一〇一 第一号
八七七	町道	中巨摩郡昭和町西条新田六六七番地二先(市道同士の丁字路交差点)から中巨摩郡昭和町西条二、三一六番地一先(西条小学校北交差点西側十字路交差点)までの両側	六五五	車両(けん引③を除く。)	三〇	南甲府	平成二七年一月一日 告示第九日 告示第五号
八七六	町道	中巨摩郡昭和町西条三、一六八番地一先(甲府昭和高等学校入口交差点西側一方通行入口)から中巨摩郡昭和町西条二、三二五番地一先(西条小学校北交差点)までの両側	一、一八五	車両(けん引③を除く。)	三〇	南甲府	平成二七年一月一日 告示第九日 告示第五号

九日 告示第五号

一、四 四八	町道	南巨摩郡富士川町 青柳町二、三九五 番地二先（県営住 宅 鯉沢北部団地西 側 十字路交差点） から南巨摩郡富士 川町長澤一、一七 七番地先（丁字路 交差点）までの両 側	一、八七〇	車両（ 原付・ けん引 ①②③ を除く ）	五〇	鯉沢	平成二四 年三月二 九日 告示第三 二号
-----------	----	---	-------	--------------------------------------	----	----	----------------------------------

一、四 四八	削除					鯉沢	平成二七 年一月一 九日 告示第五 号
-----------	----	--	--	--	--	----	---------------------------------

一、四 七五	県道市 川三郷 鯉沢線 （市川 バイパ ス）	西八代郡市川三郷 町高田二九三番地 先（大正交差点） から西八代郡市川 三郷町黒沢五五七 番地一先（新川橋 東）までの両側	三、四〇五	車両（ 原付・ けん引 ①②③ を除く ）	五〇	市川	平成一七 年一〇月 二〇日 告示第九 六号
-----------	---------------------------------------	---	-------	--------------------------------------	----	----	-----------------------------------

一、四 七五	主要地 方道市 川三郷 富士川 線	西八代郡市川三郷 町高田二九三番地 先（大正交差点） から南巨摩郡富士 川町駅前通二丁目 三、七三六番地四 先（主要地方道市 川三郷富士川線と 主要地方道市川三 郷身延線（黒沢バ イパス）との丁字 路交差点）までの 両側	三、五九五	車両（ 原付・ けん引 ①②③ を除く ）	五〇	鯉沢	平成二七 年一月一 九日 告示第五 号
-----------	-------------------------------	--	-------	--------------------------------------	----	----	---------------------------------

一、四 九〇	町道	南巨摩郡富士川町 長澤二、〇一一番 地先（長沢新東橋 南詰）から南巨摩 郡富士川町長澤五 九二番地四先（福 祉橋南詰）までの 両側	四七〇	車両（ 原付・ けん引 ①②③ を除く ）	五〇	鯉沢	平成二四 年三月二 九日 告示第三 二号
-----------	----	--	-----	--------------------------------------	----	----	----------------------------------

一、四 九二	削除					鯉沢	平成二七 年一月一 九日 告示第五 号
一、五 九二	県道市 川大門	西八代郡市川大門 町黒沢一、六八九	九、九〇〇	車両（ 原付・	四〇	市川	平成一六 年二月二

	下部身 延線 番地先（山村方） から西八代郡下部 町車田一、一八四 番地先（車田橋北 詰交差点）までの 両側	一、五 九二 主要地 方道市 川三郷 身延線	西八代郡市川三郷 町黒沢一、八八〇 番地先（主要地方 道市川三郷身延線 旧道と主要地方道 市川三郷身延線（ 黒沢バイパス）と の丁字路交差点） から南巨摩郡身延 町車田一、一八四 番地先（車田橋北 詰交差点）までの 両側	一、六 一〇	国道一 四〇号 （西関 東連絡 道路・ 本線） 甲府市桜井町一、 〇六二番地一三二地 先（大蔵経寺山ト ンネル甲府市側出 入口上下線の分岐 点）から山梨市万 力三三一番地三先 （万力ランプ分岐 点）までの両側
	けん引 ②③を 除く。	九、六二〇	車両（ 原付・ けん引 ②③を 除く。	五、六三〇 ・五	自動車
		四〇	鰍沢 南部	六〇 ただ し、 異常 気象 時等 （異 常気 象時 にお ける 集中	甲府 平成一九 年三月一 日 告示第二 七号
三日 告示第一 二号	平成二七 年一月一 九日 告示第五 号				

		一、六 一〇	国道一 四〇号 （西関 東連絡 道路・ 本線）
		七、九三〇	甲府市桜井町一、 〇六二番地一三二 先（大蔵経寺山ト ンネル甲府市側出 入口上下線）から 山梨市南三八〇番 地先（西関東連絡 道路八幡南ランプ ・ランプ線との分 岐点）までの両側
		自動車	六〇 ただ し、 異常 気象 時等 （異 常気 象時 にお ける 集中
制御 式可 変標 識に よる 交通 規制	基 準 に 該 場 所 を 合 は、 四〇	甲府 平成一九 年三月一 日 告示第二 七号	甲府 平成一九 年三月一 日 告示第二 七号

実施基準に該当する場合は、四〇

に、

一、六 九七	茅ヶ岳 東部広 域農道 (市道)	甲斐市大笠二、一 二三番地先(茅ヶ 岳東部広域農道と 市道との丁字路交 差点)から斐崎市 穂坂町宮久保四、 三九四番地一先(市 道と農道一八号 との丁字路交差点)までの両側	五、八九〇	車両(けん引・ けん引 ②③を 除く。)	四〇	斐崎	平成二五年 四月一 八日 告示第四 八号
-----------	---------------------------	--	-------	-------------------------------	----	----	----------------------------------

を

一、六 九七	茅ヶ岳 東部広 域農道 (市道)	斐崎市穂坂町宮久 保四、三九三番地 一先(市道と農道 一八号との丁字路 交差点)から甲斐 市牛匂八八七番地 先(茅ヶ岳東部広 域農道と市道との 丁字路交差点)ま での両側	八、二九〇	車両(けん引・ けん引 ②③を 除く。)	四〇	斐崎	平成二七年 一月一 九日 告示第五 号
-----------	---------------------------	--	-------	-------------------------------	----	----	---------------------------------

に、

一、七 三〇	国道一 三九号	大月市七保町瀬戸 字小金沢土室三、 〇六四番地の二三 先(松姫トンネル 大月市側抗口丁字 路交差点)から北 都留郡小菅村一、 四五九番地先(小 永田トンネル北側 丁字路交差点)ま での両側	三、五二〇	車両(けん引・ けん引 ①②③ を除く。)	五〇	大月 上野 原	平成二六年 一月〇月 三〇日 告示第一 二〇号
-----------	------------	--	-------	--------------------------------	----	---------------	-------------------------------------

を

一、七 三〇	国道一 三九号	大月市七保町瀬戸 字小金沢土室三、 〇六四番地の二三 先(松姫トンネル 大月市側抗口丁字 路交差点)から北 都留郡小菅村一、 四五九番地先(小 永田トンネル北側 丁字路交差点)ま での両側	三、五二〇	車両(けん引・ けん引 ①②③ を除く。)	五〇	大月 上野 原	平成二六年 一月〇月 三〇日 告示第一 二〇号
-----------	------------	--	-------	--------------------------------	----	---------------	-------------------------------------

一、七 三二	主要地 方道市 川三郷 身延線	南巨摩郡富士川町 駅前通二丁目三、 七三六番地四先(主 要地方道市川三 郷富士川線と主要 地方道市川三郷身 延線(黒沢バイパ ス)との丁字路交 差点)から西八代 郡市川三郷町黒沢 一、八八〇番地先	一、七二〇	車両(けん引・ けん引 ①②③ を除く。)	五〇	鵜沢	平成二七年 一月一 九日 告示第五 号
-----------	--------------------------	--	-------	--------------------------------	----	----	---------------------------------

一、七 三四	主要地 方道市 川三郷 身延線	西八代郡市川三郷 町黒沢一、六八九 番地先から西八代 郡市川三郷町黒沢 一、八八〇番地先 (主要地方道市川	二四五	車両(原付・けん引②③を除く。)	四〇	鰺沢	平成二七年一月一日 告示第五号
一、七 三三	国道一 三九号 (吉田 河口湖 バイパス) 主要地 方道河 口湖精 進線 市道新 倉南線	南都留郡富士河口 湖町河口六八二番 地先(町道〇一一 五号線と主要地方 道河口精進線との 丁字路交差点)か ら富士吉田市竜ヶ 丘一丁目八九八番 地の二二一先(市 道中央通り線と市 道新倉南線との十 字路交差点)まで の両側	四、二六〇	車両(原付・けん引①②③を除く。)	五〇	富士 吉田	平成二七年一月一日 告示第五号
一、七 三二	町道青 柳長澤 線	(主要地方道市川 三郷身延線旧道と 主要地方道市川三 郷身延線(黒沢バ イパス)との丁字 路交差点)までの 両側	三、三三五	車両(原付・けん引①②③を除く。)	五〇	鰺沢	平成二七年一月一日 告示第五号

一、七 三七	国道一 四〇号 (西関 東連絡 道路万 力ラン プ上り 線オン ランプ まで)	山梨市万力七三五 番地三先(西関東 連絡道路万力ラン プ下り線オフラン プ入口)から山梨 市万力七四九番地 先(西関東連絡道 路万力ランプ下り 線オフランプ出口 まで)	九〇	自動車	四〇	鰺沢	平成二七年一月一日 告示第五号
一、七 三六	国道一 四〇号 (西関 東連絡 道路万 力ラン プ上り 線オン ランプ まで)	山梨市万力七四八 番地先(西関東連 絡道路万力ラン プ上り線オンラン プ入口)から山梨 市万力七三九番地 先(西関東連絡道 路万力ランプ上り 線オンランプ出口 まで)	八五	自動車	四〇	鰺沢	平成二七年一月一日 告示第五号
一、七 三五	主要地 方道市 川三郷 富士川 線	西八代郡市川三郷 町黒沢五五七番地 一先(新川橋東交 差点)から西八代 郡市川三郷町黒沢 八九六番地一先(黒 沢交差点)までの 両側	六三五	車両(原付・けん引②③を除く。)	四〇	鰺沢	平成二七年一月一日 告示第五号

一、七 三八	国道一 四〇号 (西関 東連絡 道路八 幡南ラ ン浦上 り線オ フラン プ)	山梨市南三八〇番 地先(西関東連絡 道路八幡南ラン浦 上り線オフラン浦 入口)から山梨市 北二、二二九番地 二先(西関東連絡 道路八幡南ラン浦 上り線オフラン浦 出口)まで	九五	自動車	四〇	部下	平成二七 年一月一 九日 告示第五 号
一、七 三九	国道一 四〇号 (西関 東連絡 道路八 幡南ラ ン浦下 り線オ ラン プ)	山梨市北二、二三 六番地二先(西関 東連絡道路八幡南 ラン浦下り線オン ラン浦入口)から 山梨市南三〇五番 地先(西関東連絡 道路八幡南ラン浦 下り線オンラン浦 出口)まで	一一〇	自動車	四〇	部下	平成二七 年一月一 九日 告示第五 号

に改める。
別表第十四の二中

一〇	市道	甲府市山宮町 六三番地先(北 西中通学路 交差点)、甲 府市山宮町三 六番地一先(山 宮公民館バ ス停南側)、 甲府市山宮町 二、七五〇番 地一先(大宮 神社西側丁字	一七〇	一・一	車両 (け ん引 ③を 除く	三〇	甲府	平成二六 年二月一 七日 告示第一 三号
----	----	--	-----	-----	----------------------------	----	----	----------------------------------

一〇	市道	甲府市山宮町 六三番地先(北 西中通学路 交差点)、甲 府市山宮町三 六番地一先(山 宮公民館バ ス停南側)、 甲府市山宮町 二、七五〇番 地一先(北西 中学校入口交 差点北側丁字 路交差点)の 主要地方道甲 府昇仙峡線及 び市道に囲ま れた区域内の 全ての道路	一七〇	一・一	車両 (け ん引 ③を 除く	三〇	甲府	平成二六 年二月一 七日 告示第一 三号
----	----	---	-----	-----	----------------------------	----	----	----------------------------------

一一	市道	甲府市大里町三、七九八番地一〇先(大里小学校北東側丁字路交差点)、甲府市大里町三、七八一番地三先(大里小学校体育館北西角)、甲府市堀之内町七九一番地二先(市道同士の十字路交差点)、甲府市西下条二八一番地二先(市道同士の十字路交差点)の市道に囲まれた区域内の全ての道路	一、三八五	六・一	車両(けん引を除く③を)	三〇	南甲府	平成二七年一月一日 告示第五号
一二	町道	中巨摩郡昭和町西条五、一〇五番地先(西条交差点)、中巨摩郡昭和町西条一、五一四番地先(昭和水源地入口交差点)、中巨摩郡昭	九、七〇〇	三九・九四	車両(けん引を除く③を)	三〇	南甲府	平成二七年一月一日 告示第五号

一三	市道	和町西条二、三〇七番地五先(水源地入口北交差点)、中巨摩郡昭和町西条五、二二三番地先(甲府昭和高校南交差点)、中巨摩郡昭和町西条五、一〇六番地先(昭和国母交番東側丁字路交差点)の主要地方道甲府市川三郷線、町道に囲まれた区域内の全ての道路	三、四七〇	四三・四三	車両(けん引を除く③を)	三〇	日下部	平成二七年一月一日 告示第五号
----	----	--	-------	-------	--------------	----	-----	--------------------

一四	市道	甲州市塩山上於曾九九七番地先（青橋交差点）、甲州市塩山上於曾九〇一番地先（於曾橋西交差点）、甲州市塩山下於曾九六七番地先（主要地方道白井甲州線と市道との丁字路交差点）、甲州市塩山上於曾一、八〇九番地先（塩山駅西交差点）の主要地方道白井甲州線、主要地方道塩山勝沼線、市道に囲まれた区域内の全ての道路	二、〇〇五	一九・七六	車両（けん引を除く）	三〇	日下部	平成二七年一月九日 告示第五号
一五	県道高畑谷村停車場線	都留市上谷四丁目七番一三三九号と市道	二、一三〇	一〇・〇二	車両（けん引）	三〇	大月	平成二七年一月九日 告示第五号

に改める。
別表第十五中

四四五	国道一四〇号	甲府市桜井町一、〇六二番一三三二先（大蔵経寺山トンネル甲府市側出入口上下線の分岐点）から山梨市万力二、二三一番地三先（万力ランプ分岐点）までの両側	五、六三〇・五	車両	終日	甲府 平成一九 笛吹 年三月一 日下 九日 部 告示第二 七号	号
四四五	国道一四〇号	甲府市桜井町一、〇六二番一三三二先（大蔵経寺山トンネル甲府市側出入口上下線の分岐点）から山梨市万力二、二三一番地三先（万力ランプ分岐点）までの両側	五、六三〇・五	車両	終日	甲府 平成一九 笛吹 年三月一 日下 九日 部 告示第二 七号	号

	(西関東連絡道路・本線)	大蔵経寺山トンネル甲府市側出入口上下線の分岐点)から山梨市南三八〇番地先(西関東連絡道路八幡南ランプ・ランプ線との分岐部)までの両側				日下部 九日 告示第五号
--	--------------	--	--	--	--	--------------------

四七七	茅ヶ岳東部広域農道 葎幹線 農道一八号	葎崎市穂坂町上今井五七八番地一先(県道島上条宮久保絵見堂線と茅ヶ岳東部広域農道との丁字路交差点)から葎崎市穂坂町宮久保四、三九三番地一先(市道と農道一八号との丁字路交差点)までの両側	二、七七九	車両	終日	葎崎 平成二四年二月二日 告示第一〇号
-----	---------------------------	---	-------	----	----	---------------------------

四七七	茅ヶ岳東部広域農道 葎幹線 農道一八号	葎崎市穂坂町宮久保四、三九三番地一先(市道と農道一八号との丁字路交差点)から甲斐市牛久八八七番地先(茅ヶ岳東部広域農道と市道との丁字路交差点)までの両側	八、二九〇	車両	終日	葎崎 平成二七年一月九日 告示第五号
-----	---------------------------	--	-------	----	----	--------------------------

四八六	茅ヶ岳東部広域農道(市道)	甲斐市大笠二、一二三番地先(茅ヶ岳東部広域農道と市道との丁字路交差点)から葎崎市穂坂町上今井五七八番地一先(県道島上条宮久保絵見堂線と茅ヶ岳東部広域農道との丁字路交差点)までの両側	三、一一一	車両	終日	葎崎 平成二五年四月八日 告示第四八号
-----	---------------	--	-------	----	----	---------------------------

四八六	削除					葎崎 平成二七年一月九日 告示第五号
-----	----	--	--	--	--	--------------------------

四八七	市道	甲斐市伊勢一丁目一番三号先(遠光寺東交差点)から甲斐市太田町九番地九先(太田町交差点)までの両側	一三〇	車両	終日	南甲府 平成二六年二月七日 告示第一三号
-----	----	--	-----	----	----	----------------------------

四八七	市道	甲斐市伊勢一丁目一番三号先(遠光寺東交差点)から甲斐市太田町九番地九先(太田町交差点)までの両側	一三〇	車両	終日	南甲府 平成二六年二月七日 告示第一三号
-----	----	--	-----	----	----	----------------------------

四八八	主要地 方道市 川三郷 身延線	南巨摩郡富士川町駅 前通二丁目三、七三 六番地四先（主要地 方道市川三郷富士川 線と主要地方道市川 三郷身延線（黒沢バ イパス）との丁字路 交差点）から西八代 郡市川三郷町黒沢一 、八八〇番地先（主 要地方道市川三郷身 延線旧道と主要地方 道市川三郷身延線（ 黒沢バイパス）との 丁字路交差点）まで の両側	一、七二〇	車両	終日	歟沢	平成二七 年一月一 九日 告示第五 号
四八九	国道一 三九号 （吉田 河口湖 バイパ ス） 主要地 方道河 口湖精 進線 市道新 倉南線	南都留郡富士河口湖 町河口六八二番地先 （町道〇一一五号線 と主要地方道河口湖 精進線との丁字路交 差点）から富士吉田 市竜ヶ丘一丁目八九 八番地の二二一先（ 市道中央通り線と市 道新倉南線との十字 路交差点）までの両 側	四、二六〇	車両	終日	富士 吉田	平成二七 年一月一 九日 告示第五 号

に改める。
別表第十六中

二、四八八	町道	中巨摩郡敷島町島上条二、七一 三番地先（旧敷島農園）西側	甲府	五二・三・五 一―号
二、四八九	町道	中巨摩郡敷島町島上条二、六一	甲府	五二・三・五

三番地先（窪田春夫方）西側	一―号
---------------	-----

二、四八八	市道	甲斐市島上条三、一二四番地先 （敷島保険福祉センター北西側 交差点・北進車両）	葦崎	平成二七年一月 一九日 告示第五号
二、四八九	市道	甲斐市境二、二六二番地先（市 道同士の交差点・南進車両）	葦崎	平成二七年一月 一九日 告示第五号

三、九四一	双葉町 道	北巨摩郡双葉町大字宇津谷字山 ノ神一、九二三番地矢崎亘所有 ぶどう畑西側	葦崎	五五・二・二三 六号
三、九四二	双葉町 道	北巨摩郡双葉町大字宇津谷字山 ノ神一、九一五番地道路公園所 有地東側	葦崎	五五・二・二三 六号
三、九四三	双葉町 道	北巨摩郡双葉町大字宇津谷字山 ノ神一、九一二番地の二道路公 团所有地西側	葦崎	五五・二・二三 六号
三、九四四	双葉町 道	北巨摩郡双葉町大字岩森字坊沢 西二三四番地矢崎真一所有畑東 側	葦崎	五五・二・二三 六号

三、九四一	市道	甲斐市岩森一、九二三番地一先 （薬師橋北詰十字路交差点・東 進車両）	葦崎	平成二七年一月 一九日 告示第五号
三、九四二	市道	甲斐市岩森一、九一五番地先（	葦崎	平成二七年一月

三、九四三	市道	薬師橋北詰十字路口交差点・西進車両)	葦崎	一九日 告示第五号
三、九四四	市道	甲斐市岩森一、九一二番地先(薬師橋南詰十字路口交差点・東進車両)	葦崎	平成二十七年一月一九日 告示第五号

四、一九九	市道	富士吉田市旭二丁目一番一四号先(「渡辺郁夫」方東側)	富士吉田	平四・八・六三三二号
四、二〇〇	市道	富士吉田市旭一丁目三、二四五番地先(中央道カード下・南進する車両)	富士吉田	平四・八・六三三二号
四、二〇一	市道	富士吉田市旭一丁目一〇番九号先(「渡辺敏子」方東側)	富士吉田	平四・八・六三三二号

四、一九九	市道新倉通り線	富士吉田市旭三丁目五番六号先(市道新倉南線と市道新倉通り線との十字路交差点・東進車両)	富士吉田	平成二十七年一月一九日 告示第五号
四、二〇〇	削除		富士吉田	平成二十七年一月一九日 告示第五号
四、二〇一	削除		富士吉田	平成二十七年一月一九日 告示第五号

六、六七二	市道	富士吉田市旭二丁目三、二四二番地の二先	富士吉田	平四・八・六三三二号
-------	----	---------------------	------	------------

六、六七二	削除		富士吉田	平成二十七年一月一九日 告示第五号
-------	----	--	------	----------------------

六、六七四	市道	富士吉田市旭二丁目三、二四〇番地の二先	富士吉田	平四・八・六三三二号
-------	----	---------------------	------	------------

六、六七四	削除		富士吉田	平成二十七年一月一九日 告示第五号
-------	----	--	------	----------------------

七、九九六	町道	中巨摩郡昭和町清水新居六九五番地先(「秋山善雄」方所有畑南側)	南甲府	平二・一〇・一五二七号
七、九九七	町道	中巨摩郡昭和町清水新居六四九番地先(「太田紘一」方所有畑北側)	南甲府	平二・一〇・一五二七号

七、九九六	町道	中巨摩郡昭和町清水新居一、五三八番地先(町道同士の十字路交差点・南東進車両)	南甲府	平成二十七年一月一九日 告示第五号
-------	----	--	-----	----------------------

七、九九七	町道	中巨摩郡昭和町清水新居一、五 五三番地先（町道同士の十字路 交差点・北西進車両）	南甲府	平成二十七年一月 一九日 告示第五号
-------	----	--	-----	--------------------------

八、一六九	町道 島上条 プラザ 北線	中巨摩郡敷島町島上条二、五五 六番地の一先（敷島総合文化会 館北側入口・町道開発二号线と の交差点）	甲府	平三・九・三〇 二四号
-------	------------------------	---	----	----------------

八、一六九	市道	甲斐市島上条三、一〇三番地二 先（市道同士の丁字路交差点・ 北進車両）	韮崎	平成二十七年一月 一九日 告示第五号
-------	----	---	----	--------------------------

八、四五三	村道	南都留郡鳴沢村七、六一九番地 の一七先（導流島東側）	富士吉田	平五・一二・二 七 告示第六〇号
-------	----	-------------------------------	------	------------------------

八、四五三	削除		富士吉田	平成二十七年一月 一九日 告示第五号
-------	----	--	------	--------------------------

八、八五六	町道	中巨摩郡敷島町境二、一八四番 地先（宅地西側・南進車両）	甲府	平八・二・一九 告示第八号
八、八五七	町道	中巨摩郡敷島町境五四七番地の 一先（宅地西側・南進車両）	甲府	平八・二・一九 告示第八号

八、八五八	町道	中巨摩郡敷島町境五〇〇番地の 九先（宅地西側・南進車両）	甲府	平八・二・一九 告示第八号
-------	----	---------------------------------	----	------------------

八、八五九	町道 開発二 号線	中巨摩郡敷島町境三七七番地の 一先（宅地南側・東進車両）	甲府	平八・二・一九 告示第八号
-------	-----------------	---------------------------------	----	------------------

八、八六〇	町道	中巨摩郡敷島町島上条二、三二 六番地の一先（宅地東側・北進 車両）	甲府	平八・二・一九 告示第八号
-------	----	---	----	------------------

八、八六一	町道	中巨摩郡敷島町島上条二、三五 四番地先（宅地東側・北進車両 ）	甲府	平八・二・一九 告示第八号
-------	----	---------------------------------------	----	------------------

八、八六二	町道	中巨摩郡敷島町島上条二、五五 九番地の一七先（宅地東側・北 進車両）	甲府	平八・二・一九 告示第八号
-------	----	--	----	------------------

八、八六三	町道	中巨摩郡敷島町島上条二、六一 四番地の一先（宅地東側・北進 車両）	甲府	平八・二・一九 告示第八号
-------	----	---	----	------------------

八、八五六	市道	甲斐市境五八三番地一先（市道 同士の十字路交差点・南進車両 ）	韮崎	平成二十七年一月 一九日 告示第五号
-------	----	---------------------------------------	----	--------------------------

八、八五七	市道	甲斐市境二、〇九七番地先（市 道同士の丁字路交差点・南進車 両）	韮崎	平成二十七年一月 一九日 告示第五号
-------	----	--	----	--------------------------

八、八五八	市道	甲斐市境二、〇〇九番地先（市 道同士の丁字路交差点・南進車 両）	韮崎	平成二十七年一月 一九日 告示第五号
-------	----	--	----	--------------------------

八、八五九	市道	甲斐市境二、〇〇一番地先(市道同士の丁字路交差点・東進車両)	韮崎	平成二十七年一月十九日 告示第五号
八、八六〇	市道	甲斐市島上条三、〇六〇番地先(市道同士の丁字路交差点・北進車両)	韮崎	平成二十七年一月十九日 告示第五号
八、八六一	市道	甲斐市島上条三、〇七〇番地先(市道同士の丁字路交差点・北進車両)	韮崎	平成二十七年一月十九日 告示第五号
八、八六二	市道	甲斐市島上条三、一一一番地先(市道同士の十字路交差点・北進車両)	韮崎	平成二十七年一月十九日 告示第五号
八、八六三	市道	甲斐市島上条三、一二三番地先(敷島保険福祉センター北側交差点・北進車両)	韮崎	平成二十七年一月十九日 告示第五号

九、一七二	町道 青柳長沢線	南巨摩郡増穂町長沢一、一七七番地の一先(町道との丁字路交差点・北進車両)	鰍沢	平九・九・一八 告示第四五号
-------	-------------	--------------------------------------	----	-------------------

九、一七二	削除		鰍沢	平成二十七年一月十九日 告示第五号
-------	----	--	----	----------------------

一〇、二八八	町道	南巨摩郡増穂町長沢五九七番地先(秋山忠洋方南側・東進車両)	鰍沢	平成一三年一月八日 告示第四七号
--------	----	-------------------------------	----	---------------------

一〇、二八八	削除		鰍沢	平成二十七年一月十九日 告示第五号
--------	----	--	----	----------------------

一一、一四九	町道青柳一 号線	南巨摩郡増穂町青柳町八六五番地一先(国道五二号甲西道路との十字路交差点・東進車両)	鰍沢	平成一九年三月十九日 告示第二七号
一一、一五〇	町道青柳一 号線	南巨摩郡増穂町青柳町一、七四三番地一先(国道五二号甲西道路との十字路交差点・西進車両)	鰍沢	平成一九年三月十九日 告示第二七号

一一、一四九	削除		鰍沢	平成二十七年一月十九日 告示第五号
一一、一五〇	削除		鰍沢	平成二十七年一月十九日 告示第五号

一一、六五一	主要地 方道甲府山梨 線(八幡バイ パス)	山梨市北三六番地一先(国道一四〇号と主要地方道甲府山梨線との丁字路交差点・東進車両)	日下部	平成二四年一月二二日 告示第一二五号
--------	--------------------------------	--	-----	-----------------------

一一、六五一	削除		日下部	平成二十七年一月十九日 告示第五号
--------	----	--	-----	----------------------

一一、六八五	茅ヶ岳 東部広 域農道 （市 道）	甲斐市大笠一、一二三番地先（ 茅ヶ岳東部広域農道と市道との 丁字路交差点・東進車両）	韮崎	平成二五年四月 一八日 告示第四八号
--------	-------------------------------	--	----	--------------------------

一一、六八五	市道	甲斐市大笠一、〇六三番地先（ 茅ヶ岳東部広域農道と市道との 十字路交差点・南進車両）	韮崎	平成二十七年一月 一九日 告示第五号
--------	----	--	----	--------------------------

一一、七二七	市道新 倉南線	富士吉田市緑ヶ丘二丁目八番一 号先（市道新倉南線とおひめ坂 通りとの十字路交差点・北進車 両）	富士吉 田	平成二五年一二 月一六日 告示第一四五号
一一、七二八	市道新 倉南線	富士吉田市旭一丁目四番二号先 （市道新倉南線とおひめ坂通り との十字路交差点・南進車両）	富士吉 田	平成二五年一二 月一六日 告示第一四五号

一一、七二七	削除		富士吉 田	平成二十七年一月 一九日 告示第五号
一一、七二八	削除		富士吉 田	平成二十七年一月 一九日 告示第五号

				告示第五号
--	--	--	--	-------

一一、七五五	国道一 三九号	北都留郡小菅村一、四八七番地 先（小永田トンネル北側丁字路 交差点・東進車両）	上野原	平成二六年一〇 月三〇日 告示第一二〇号
--------	------------	---	-----	----------------------------

一一、七五五	国道一 三九号	北都留郡小菅村一、四八七番地 先（小永田トンネル北側丁字路 交差点・東進車両）	上野原	平成二六年一〇 月三〇日 告示第一二〇号
--------	------------	---	-----	----------------------------

一一、七五六	市道	甲府市宮原町一、一七八番地先 （宮原交差点東側丁字路交差点 ・南進車両）	南甲府	平成二十七年一月 一九日 告示第五号
--------	----	--	-----	--------------------------

一一、七五七	市道	中央市上三條八九一番地先（御 崎神社南西角十字路交差点・南 進車両）	南甲府	平成二十七年一月 一九日 告示第五号
--------	----	--	-----	--------------------------

一一、七五八	市道	中央市上三條五三〇番地先（御 崎神社南西角十字路交差点・北 進車両）	南甲府	平成二十七年一月 一九日 告示第五号
--------	----	--	-----	--------------------------

一一、七五九	市道	甲斐市大笠二、一一九番地先（ 茅ヶ岳東部広域農道と市道との 十字路交差点・北進車両）	韮崎	平成二十七年一月 一九日 告示第五号
--------	----	--	----	--------------------------

一一、七六〇	市道	甲斐市大久保八五六番地先（茅 ヶ岳東部広域農道と市道との丁 字路交差点・北進車両）	韮崎	平成二十七年一月 一九日 告示第五号
--------	----	---	----	--------------------------

一一、七六一	市道	甲斐市牛匂三、〇五一番地先（ 茅ヶ岳東部広域農道と市道との 丁字路交差点・南進車両）	韮崎	平成二十七年一月 一九日 告示第五号
--------	----	--	----	--------------------------

一一、七六二	市道	甲斐市牛匂三、二八八番地先（茅ヶ岳東部広域農道と市道との十字路交差点・南進車両）	韮崎	平成二十七年一月十九日 告示第五号
一一、七六三	市道	甲斐市牛匂三、二七九番地先（茅ヶ岳東部広域農道と市道との十字路交差点・北進車両）	韮崎	平成二十七年一月十九日 告示第五号
一一、七六四	市道	甲斐市亀沢四、二九五番地先（県道敷島竜王線と市道との丁字路交差点・東進車両）	韮崎	平成二十七年一月十九日 告示第五号
一一、七六五	市道	甲斐市下今井七三二番地先（市道同士の丁字路交差点・西進車両）	韮崎	平成二十七年一月十九日 告示第五号
一一、七六六	主要地方道市川三郷身延線	南巨摩郡富士川町駅前通二丁目三、七三六番地四先（主要地方道市川三郷富士川線と主要地方道市川三郷身延線との丁字路交差点・北進車両）	鰍沢	平成二十七年一月十九日 告示第五号
一一、七六七	主要地方道市川三郷身延線	西八代郡市川三郷町黒沢一、八八〇番地先（主要地方道市川三郷身延線（黒沢バイパス）と旧道との丁字路交差点・南進車両）	鰍沢	平成二十七年一月十九日 告示第五号
一一、七六八	町道	南巨摩郡富士川町長澤一、二七四番地先（町道青柳長澤線と町道との変則交差点・南進車両）	鰍沢	平成二十七年一月十九日 告示第五号
一一、七六九	町道	南巨摩郡富士川町長澤一、一七七番地一先（町道青柳長澤線と町道との変則交差点・北進車両）	鰍沢	平成二十七年一月十九日 告示第五号
一一、七七〇	国道一四〇号（西関東連絡道路万力ランプ上り線オフレンプ）	山梨市万力七四八番地先（西関東連絡道路万力ランプ上り線オフレンプ出口・東進車両）	日下部	平成二十七年一月十九日 告示第五号
一一、七七二	国道一四〇号（西関東連絡道路八幡南ランプ上り線オフレンプ）	山梨市北二、二二九番地二先（西関東連絡道路八幡南ランプ上り線オフレンプ出口・北進車両）	日下部	平成二十七年一月十九日 告示第五号
一一、七七三	八幡ランプ連絡路	山梨市北二、二二五番地二先（西関東連絡道路八幡南ランプ・八幡ランプ連絡路出口・南進車両）	日下部	平成二十七年一月十九日 告示第五号

に改める。
別表第十七中

一、二〇三	町道青柳長沢線	南巨摩郡増穂町青柳町二、三九五番地の三先（ファミリーマー	二、一七五	車両	終日	鰍沢	平成一六年三月一日 告示第一
一一、七七四	主要地 方道河 口湖精 進線	南都留郡富士河口湖町河口六八二番地先（主要地方道河口湖精進線と町道との丁字路交差点・西進車両）	富士吉田			平成二七年一月九日 告示第五号	
一一、七七五	市道新倉北浦通り線	富士吉田市旭三丁目一二番地先（市道新倉南線と市道新倉北浦通り線との十字路交差点・西進車両）	富士吉田			平成二七年一月九日 告示第五号	
一一、七七六	市道新倉北浦通り線	富士吉田市旭四丁目二番一〇号先（市道新倉南線と市道新倉北浦通り線との十字路交差点・東進車両）	富士吉田			平成二七年一月九日 告示第五号	
一一、七七七	市道旭町西裏通り線	富士吉田市旭三丁目四番一〇号先（市道新倉南線と市道旭町西裏通り線との十字路交差点・西進車両）	富士吉田			平成二七年一月九日 告示第五号	
一一、七七八	市道旭町西裏通り線	富士吉田市旭三丁目一二番七号先（市道新倉南線と市道旭町西裏通り線との十字路交差点・東進車両）	富士吉田			平成二七年一月九日 告示第五号	
一一、七七九	市道新倉通り線	富士吉田市旭二丁目一二番九号先（市道新倉南線と市道新倉通り線との十字路交差点・西進車両）	富士吉田			平成二七年一月九日 告示第五号	

を

に

を

一、二四二	削除					鰍沢	平成二七年一月九日 告示第五号
一、二四二	町道青柳長沢線	南巨摩郡増穂町長沢二、〇〇九番地先（金丸冷蔵庫製作所北東方町道甲西増穂線との十字路交差点）から南巨摩郡増穂町長沢五八六番地の一〇先（福祉橋南詰）までの両側	三五〇	車両	終日	鰍沢	平一・八一・八 告示第四二号
一、二〇三	削除					鰍沢	平成二七年一月九日 告示第五号
		ト北側交差点から南巨摩郡増穂町長沢一、一七七番地の一先（町道との丁字路交差点）までの両側					六号

を		に	
一、三八三	市道	一、三八三	市道
大月市駒橋一丁目七番三九号先（駒橋跨線橋南側東側道入口）から大月市駒橋一丁目七番三四号先（駒橋跨線橋南側東側道出口）まで	大月市駒橋一丁目七番三九号先（駒橋跨線橋南側東側道入口）から大月市駒橋一丁目七番三四号先（駒橋跨線橋南側東側道出口）まで	大月市駒橋一丁目七番三九号先（駒橋跨線橋南側東側道入口）から大月市駒橋一丁目七番三四号先（駒橋跨線橋南側東側道出口）まで	大月市駒橋一丁目七番三九号先（駒橋跨線橋南側東側道入口）から大月市駒橋一丁目七番三四号先（駒橋跨線橋南側東側道出口）まで
四〇	車両	四〇	車両
終日	終日	終日	終日
大月	大月	大月	大月
平成二六年二月一日 告示第一三〇号	平成二六年二月一日 告示第一三〇号	平成二六年二月一日 告示第一三〇号	平成二六年二月一日 告示第一三〇号
一、三八四	主要地方道市川三郷身延線	一、三八七	市道
南巨摩郡富士川町駅前通二丁目三、七三六番地四先（主要地方道市川三郷富士川線と主要地方道市川三郷身延線（黒沢バイパス）との丁字路交差点）から西八代郡市川三郷町黒沢一、八八〇番地先（主要	南巨摩郡富士川町駅前通二丁目三、七三六番地四先（主要地方道市川三郷富士川線と主要地方道市川三郷身延線（黒沢バイパス）との丁字路交差点）から西八代郡市川三郷町黒沢一、八八〇番地先（主要	一、三八六	国道一三九号（吉田河口湖バイパス）主要地方道河川湖精進線市道新倉南線
一、七二〇	車両	一、七二〇	車両
終日	終日	終日	終日
大月	大月	大月	大月
平成二七年一月一日 告示第五号	平成二七年一月一日 告示第五号	平成二七年一月一日 告示第五号	平成二七年一月一日 告示第五号
一、三八七	市道	一、三八五	町道青柳長澤線
富士吉田市旭一丁目三番一九号	富士吉田市旭一丁目三番一九号	南巨摩郡富士川町鵜沢一、二四番地三先（町道同士の丁字路交差点）から南巨摩郡富士川町長澤二、〇一一番地先（長沢新東橋南詰）までの両側	南巨摩郡富士川町鵜沢一、二四番地三先（町道同士の丁字路交差点）から南巨摩郡富士川町長澤二、〇一一番地先（長沢新東橋南詰）までの両側
二二〇	車両	三、三三五	車両
終日	終日	終日	終日
富士吉田	富士吉田	鵜沢	鵜沢
平成二七年一月一日	平成二七年一月一日	平成二七年一月一日	平成二七年一月一日

に改める。

先（市道同士の
三差路交差点）
から富士吉田市
旭一丁目三番四
号先（下吉田第
二小学校西交差
点東側丁字路交
差点）までの両
側

九日
告示第五
号

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番